

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【四半期会計期間】	第49期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	ぴあ株式会社
【英訳名】	PIA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢内 廣
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目2番20号
【電話番号】	03（5774）5278
【事務連絡者氏名】	常務取締役コーポレート担当 吉澤 保幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目2番20号
【電話番号】	03（5774）5278
【事務連絡者氏名】	常務取締役コーポレート担当 吉澤 保幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第3四半期連結 累計期間	第49期 第3四半期連結 累計期間	第48期
会計期間	自2020年 4月1日 至2020年 12月31日	自2021年 4月1日 至2021年 12月31日	自2020年 4月1日 至2021年 3月31日
売上高 (百万円)	48,518	21,157	67,355
経常損失 () (百万円)	4,888	844	6,008
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失 () (百万円)	5,062	836	6,664
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,062	842	6,667
純資産額 (百万円)	3,514	3,068	1,910
総資産額 (百万円)	51,983	59,274	52,784
1株当たり四半期(当期)純損 失金額 () (円)	369.69	55.43	479.04
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	6.6	5.2	3.5

回次	第48期 第3四半期連結 会計期間	第49期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2020年 10月1日 至2020年 12月31日	自2021年 10月1日 至2021年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又 は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	54.34	58.59

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第1四半期連結会計期間の期首より適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご覧ください。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。なお、今後も新型コロナウイルス感染防止、感染予防のための事業活動の制約が、当グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)財政状況及び経営成績の状況

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結累計期間の期首から適用しております。この結果、前第3四半期連結累計期間と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の世界的な収束を未だに見通せず、個人消費や企業の経済活動が大きな影響を受ける中、引き続き厳しい環境下にあります。当社が事業基盤とする国内レジャー・エンタテインメント市場においては、感染拡大防止を目的とする、政府・自治体等による集客イベントの開催制限（開催自体の自粛、収容人数の制限、開催時間の短縮等）が、10月以降の緊急事態宣言・まん延防止措置の解除に伴い段階的に緩和され、緩やかながらも回復傾向が見られました。ただその一方で、昨年未からのオミクロン株の急速な感染拡大等により、今後の市場環境は未だ不透明な状態を余儀なくされております。

こうした厳しい経営環境下ではありますが、当第3四半期連結累計期間における当社グループの連結業績は、当第3四半期連結会計期間単独では、2019年度第2四半期以来2年強ぶりに、営業損益、経常損益、親会社株主に帰属する四半期純損益すべてにおいて黒字を達成しました。これは、段階的な制限緩和によるチケット販売の回復基調に加え、一昨年来断行してきた役員報酬の減額や社員賞与カット等も含む全社経費の縮減策の継続、ならびに、ぴあアリーナMMの稼働率の上昇等によるものです。また、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける、一連のチケットサービス受託業務の終了に伴い、各種費用の精算が完了しつつあることが大きく寄与しております。

以上の結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高211億57百万円（前年同四半期は売上高485億18百万円）、営業損失8億56百万円（前年同四半期は営業損失49億31百万円）、経常損失8億44百万円（前年同四半期は経常損失48億88百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失8億36百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失50億62百万円）の大幅な改善となりました。

なお、収益認識会計基準の適用により、期首より連結累計期間の売上高が純額に変更となりました（後述（会計方針の変更）を参照）が、当該基準を適用しなかった場合の売上高は894億9百万円であり、対前年同四半期比では408億90百万円の増加（対前年同期比184.3%）となりました。

(2)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更等はありません。

(3)経営方針・経営戦略等

重要な変更等はありません。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

重要な変更等はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	58,000,000
A種優先株式	3,000,000
B種優先株式	3,000,000
C種優先株式	3,000,000
D種優先株式	3,000,000
計	58,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,346,513	15,346,513	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、 100株であります。
計	15,346,513	15,346,513	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年12月10日 (注)	8,700	15,346,513	17	5,942	17	1,703

(注) 譲渡制限付株式としての第三者割当

発行価額 1株につき4,120円

発行総額 35,844,000円

出資の履行方法 金銭債権の現物出資による

増加する資本金及び資本準備金 資本金 17,922,000円

資本準備金 17,922,000円

譲渡制限期間 2021年12月10日～2026年12月9日

株式の割当の対象者及び人数並びに割り当てる株式の数 当社従業員25名 7,500株

当社子会社の従業員4名 1,200株

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,303,900	153,039	-
単元未満株式	普通株式 28,913	-	-
発行済株式総数	15,337,813	-	-
総株主の議決権	-	153,039	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式83,600株(議決権の数836個)が含まれております。

2. 単元未満株式には当社所有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ぴあ株式会社	東京都渋谷区東一丁目2番20号	5,000	-	5,000	0.03
計	-	5,000	-	5,000	0.03

(注) 「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式83,600株は、上記自己株式等の数には含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,135	17,494
売掛金	10,449	15,830
商品及び製品	117	90
仕掛品	2	3
原材料及び貯蔵品	10	8
未収還付法人税等	34	-
その他	5,229	4,225
貸倒引当金	71	63
流動資産合計	30,907	37,591
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	12,499	11,995
工具、器具及び備品(純額)	499	455
土地	6	6
その他(純額)	24	19
有形固定資産合計	13,030	12,476
無形固定資産		
ソフトウェア	3,790	3,301
ソフトウェア仮勘定	1,011	2,070
その他	78	77
無形固定資産合計	4,880	5,449
投資その他の資産		
投資有価証券	1,106	982
その他	3,257	3,204
貸倒引当金	398	430
投資その他の資産合計	3,965	3,756
固定資産合計	21,876	21,683
資産合計	52,784	59,274

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,606	23,037
短期借入金	1,250,000	1,225,500
1年内返済予定の長期借入金	2,565	2,1315
未払金	1,726	1,947
未払法人税等	15	74
賞与引当金	4	2
新型コロナ関連損失引当金	85	40
その他	3,363	3,794
流動負債合計	26,366	32,711
固定負債		
長期借入金	222,540	221,553
退職給付に係る負債	118	119
株式給付引当金	156	156
資産除去債務	1,204	1,210
その他	488	454
固定負債合計	24,508	23,493
負債合計	50,874	56,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,924	5,942
資本剰余金	1,093	2,105
利益剰余金	3,904	4,713
自己株式	216	216
株主資本合計	1,897	3,116
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23	13
為替換算調整勘定	48	43
退職給付に係る調整累計額	19	17
その他の包括利益累計額合計	45	48
非支配株主持分	57	-
純資産合計	1,910	3,068
負債純資産合計	52,784	59,274

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	48,518	21,157
売上原価	46,172	15,330
売上総利益	2,346	5,827
返品調整引当金戻入額	335	-
返品調整引当金繰入額	152	-
差引売上総利益	2,529	5,827
販売費及び一般管理費	7,461	6,684
営業損失()	4,931	856
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	10	8
諸債務整理益	6	-
助成金収入	542	409
その他	22	9
営業外収益合計	581	428
営業外費用		
支払利息	88	275
持分法による投資損失	64	114
支払手数料	376	4
その他	8	21
営業外費用合計	539	416
経常損失()	4,888	844
特別損失		
投資有価証券評価損	16	-
減損損失	10	-
新型コロナウイルス関連損失	130	-
特別損失合計	158	-
税金等調整前四半期純損失()	5,047	844
法人税、住民税及び事業税	22	14
法人税等還付税額	-	19
法人税等合計	22	5
四半期純損失()	5,069	839
非支配株主に帰属する四半期純損失()	6	3
親会社株主に帰属する四半期純損失()	5,062	836

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純損失()	5,069	839
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4	10
退職給付に係る調整額	1	2
持分法適用会社に対する持分相当額	2	5
その他の包括利益合計	7	2
四半期包括利益	5,062	842
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,055	839
非支配株主に係る四半期包括利益	6	3

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

一部の取引において、従来は、受け取る額の総額を収益として認識しておりましたが、財又はサービスの提供における代理人に該当する取引については、受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は「販売費及び一般管理費」に含め表示していた販売手数料を「売上原価」に含めて表示することといたしました。加えて、従来は、返品による損失見込額を返品調整引当金として計上しておりましたが、変動対価に関する定めに従って、返品見込相当の対価については販売時に収益を認識せず、当該対価を返品負債(流動負債の「その他」)として計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は68,252百万円減少し、売上原価は66,909百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,334百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ7百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は27百万円増加しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。更に、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、一部の連結子会社を除き、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

当社は、取締役(ただし、社外取締役を除きます。)、首席執行役員及び主席執行役員(以下「取締役等」といいます。)に対して、当社株式等を信託を通じて給付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当社は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、取締役等に対する株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、216百万円及び83,600株であります。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社グループは、現状、2022年1月に新型コロナウイルスの変異株(オミクロン株)拡大による感染者の増加・病床使用率の上昇を受け、蔓延防止等重点措置が発令される状況ではあるものの、影響は限定的に止まり、今後も収益は着実に回復していくと想定しております。

当社グループは、新型コロナ関連損失引当金等について、上述した仮定をもとに、算定しております。

なお、想定した仮定から回復が著しく遅れる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	5,000百万円	2,500百万円
差引額	- 百万円	2,500百万円

2 財務制限条項

前連結会計年度（2021年3月31日）

当社グループの短期借入金5,000百万円及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）18,721百万円について、以下の財務制限条項が付されております。

借入金残高		財務制限条項
1	短期借入金 長期借入金 5,000百万円 10,000百万円	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末又は直近年度決算期末（2022年3月期末以降）における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の営業損益の額が2期連続して損失とならないこと。 (3)契約上の四半期毎のコスト削減・利益改善計画値の合計額を2回連続して下回らないこと。
2	長期借入金（1年内返済予定含む） 3,866百万円 （注1）	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末及び直近年度決算期末（2022年3月期末以降）における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。
3	長期借入金（1年内返済予定含む） 1,450百万円 （注2）	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。
4	長期借入金（1年内返済予定含む） 3,405百万円 （注3）	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2018年3月期末又は直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。 但し、当該事項に抵触した場合でも、金利が変更される可能性があるのみで、期限の利益を喪失するものではない。

（注）1．長期借入金（1年内返済予定含む）3,866百万円については、2021年5月12日までに契約変更し、上記条件となっております。

2．長期借入金（1年内返済予定含む）1,450百万円については、2021年5月21日に、金融機関から期限の利益の喪失を請求できる権利の放棄について承諾書を頂いております。

3．当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%を下回っていますが、期限の利益を喪失するものではありません。

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

当社グループの短期借入金2,500百万円及び長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)18,498百万円について、以下の財務制限条項が付されております。

	借入金残高		財務制限条項
1	短期借入金 長期借入金	2,500百万円 10,000百万円	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末又は直近年度決算期末(2022年3月期末以降)における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の営業損益の額が2期連続して損失とならないこと。 (3)契約上の四半期毎のコスト削減・利益改善計画値の合計額を2回連続して下回らないこと。
2	長期借入金(1年内返済予定含む)	3,766百万円	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末及び直近年度決算期末(2022年3月期末以降)における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。
3	長期借入金(1年内返済予定含む)	1,412百万円	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。
4	長期借入金(1年内返済予定含む)	941百万円 (注1)	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2018年3月期末又は直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。 但し、当該事項に抵触した場合でも、金利が変更される可能性があるのみで、期限の利益を喪失するものではない。
5	長期借入金(1年内返済予定含む)	2,377百万円 (注2)	(1)年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末又は直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2)年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。 但し、当該事項に抵触した場合でも、金利が変更される可能性があるのみで、期限の利益を喪失するものではない。

(注)1. 前連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%を下回っていますが、期限の利益を喪失するものではありません。

2. 長期借入金(1年内返済予定含む)2,377百万円については、2021年8月31日付で契約変更し、上記条件となっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	1,401百万円	1,959百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月21日 定時取締役会	普通株式	68	5	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金

(注) 2020年5月21日定時取締役会の決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2020年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月4日付で第三者割当による自己株式の処分を実施し、この結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金が27百万円、利益剰余金が1,232百万円、自己株式が3,483百万円減少しております。

また、2020年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月10日付で譲渡制限付株式としての自己株式の処分を実施し、この結果、当第3四半期連結累計期間において利益剰余金が228百万円、自己株式が631百万円減少しております。

これらを主な要因として、当第3四半期連結会計期間末において、資本剰余金が1,093百万円、利益剰余金が2,303百万円、自己株式が216百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年6月4日付で、三菱地所株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ999百万円増加しております。

また、2021年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で譲渡制限付株式としての新株式発行を実施し、この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ17百万円増加しております。

これらを主な要因として、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が5,942百万円、資本剰余金が2,105百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、レジャー・エンタテインメント関連事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月30日)
チケット関連ビジネス	19,068百万円
メディア・プロモーション関連ビジネス	1,784百万円
その他	304百万円
顧客との契約から生じる収益	21,157百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	369円69銭	55円43銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	5,062	836
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失金額()(百万円)	5,062	836
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,695	15,091

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)が保有する当社株式は、1株当たり四半期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第3四半期連結累計期間83,600株、当第3四半期連結累計期間83,600株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

ぴあ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 慶

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているぴあ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ぴあ株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。